

## インターネットバンキング被害に対する補償について

青木信用金庫では、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預金者保護法）」の施行を受け、個人のお客様の偽造・盗難キャッシュカードによる被害に対する補償を行ってまいりました。

さらに、平成20年2月20日に全国信用金庫協会より公表された「預金等の不正な払戻しへの対応について」に係る申し合わせ事項を踏まえ、平成20年9月10日からは、個人のお客様がインターネットバンキングによる預金等の不正な払出し被害に遭われた場合に対する補償を実施することとしました。

### 1. 当金庫の規定に基づく被害補償

当金庫の規定に定める範囲内で、個人のお客様が契約されたインターネットバンキング等による預金等の不正な払出し被害について補償します。ただし、お客様カード（ID等）やパスワード等の管理状況等により当金庫の補償割合が変わる場合があります、また、補償できない場合もございます。

### 2. お客様カード（ID等）・パスワード等の管理についてのごお願い

お客様カード（ID等）・パスワード等の管理については、従来よりホームページ、ご利用の手引等を通じて、管理に万全を期すようご案内してまいりましたが、今般の補償に際しては、お客様カード（ID等）とパスワード等の管理状況等により補償割合が変わる場合や補償できない場合もございますので、改めて以下のとおりお客様にごお願い申し上げます。

以下の事項を遵守いただかないと、お客様の重過失または過失となる可能性もあり補償されない場合がありますので、ご注意ください。

- (1) お客様カードは、第三者の目に容易に触れるところに放置しないでください。
- (2) IDやパスワード等は、他人には絶対に教えないでください。
- (3) 生年月日、自宅の住所・地番、電話番号、自動車のナンバー等、他人に推測されやすい番号をパスワードに使用しないでください。
- (4) IDやパスワードをメモに残したり、パソコン内に保存しないでください。
- (5) 当金庫から電子メールや電話等でお客様のIDやパスワードをお聞きすることはありませんので、くれぐれもご注意ください。

- (6) 不審な電子メールを不用意に開くことやフリーソフトのインストールを行うことはお避けください。  
また、ウイルス対策ソフト等をご使用ください。
- (7) 不特定多数の人が利用する場所のパソコン等で、インターネットバンキング取引を行わないでください。
- (8) 金融機関を装った電子メール等により、ニセのホームページにアクセスさせたり、スパイウェアと呼ばれるソフトを使って、お客様のID・パスワード等を不正に取得し悪用する事件が発生しておりますので、くれぐれもご注意ください。
- (9) お客様カードが紛失・盗難にあった場合は、ただちに当金庫までご連絡ください。

### 3. 補償についてのお願い

- (1) 警察署への被害届の提出、または、情報提供等を行ってください。
- (2) 当金庫および保険会社における事実の調査、被害拡大防止対策等へご協力ください。
- (3) 事実の調査等に関して保険会社に対し、お客様の個人情報を提供することにご協力ください。
- (4) その他、インターネットバンキングご利用規定に準じて補償を検討いたしますが、この規定に反するものは、補償割合が減額される場合や補償されない場合があります。

なお、補償にあたっては、当金庫及び保険会社が、インターネットバンキング取引時の厳正な調査または所轄警察署へ聴取・情報交換等を行い取引時の事実関係を明確にいたしますので、被害状況の調査に時間を要する場合があります。